

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月16日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成28年8月1日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス田村店
丸亀市田村町字平池841番地3 外11筆

3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

- 工事施行にあたっては周辺の営農に留意すること。
- 騒音規制法等、環境に関する法令を遵守すること。
- 夜間騒音について、苦情が出ないように事前に対策を講じるとともに、苦情が発生した場合は誠実に対応すること。
- 地元雇用の確保に努めること。
- 地域住民の安全と利便性を十分に考慮し、特に必要の際には地元コミュニティへの情報提供等を行うこと。
- 施設完成後の運営にあたっては、コミュニティ活動やその他地域発展に必要な取組に対し、できるかぎりの協力を努められたい。
- 工事車両の通行などによって市道を損傷した場合は原因者において復旧すること。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成28年12月16日(金曜日)から平成29年1月16日(月曜日)まで